

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者等氏名 (記名押印又は署名)		住所 ()		幼児・児童・生徒氏名		学校名、学年等		都道府県の地区別区分 (, , , ,) 地域の級地区分 (1-1、1-2、2-1) 2-2、3-1、3-2		学校長認印	
世帯の収入状況			世帯の状況(前年12月末日現在)			需 要 額 等					
			氏 名	生年月日 (満年齢)	在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)	教育扶助基準			生活扶助基準		
通 学 費	学 校 給 食 費	基 準 額				第 1 類	期 末 一 時 扶 助 費	第 2 類			
所得 控 除 前 の	総所得金額		年 月 日 (才)		円	円	円	円	円	f (基準額)	
	退職所得金額		年 月 日 (才)							円 g (地区別冬季加算額)	
	山林所得金額		年 月 日 (才)							円	
	計	A	年 月 日 (才)							h 住宅扶助基準	
所得 控 除	社会保険料		年 月 日 (才)							円	
	生命保険料		年 月 日 (才)							i 需要額 (a~hの合計)	
	損害保険料		年 月 日 (才)							円	
	計	B	年 月 日 (才)								
所得額(A-B)	C	年 月 日 (才)								収入額 需要額	
所得月額(C×1/12)	D	年 月 日 (才)								$\frac{F}{i}$	
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	年 月 日 (才)									
収入額(D-E)	F	合 計			a	b	c	d	e		
通学 費 明 細	(通学費を要した者ごとに記入すること)				特記事項				支弁区分 段階(令第2条第1号該当) 段階(" 第2号該当) 段階(" 第3号該当)		

(注) 1. 支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者は 段階、2.5倍以上の者は 段階として処理すること。

2. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。

3. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせること。

4. 保護者等の署名で本調書が提出された場合は、必要に応じて本人の自署で署名を行っていることの確認を励行すること。

記入例

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者等氏名 (記名押印又は署名) 長岡太郎 		住所 長岡市幸町2丁目1番1号 (長岡市西千手2-5-1)		幼児・児童・生徒氏名 長岡一郎		学校名、学年等 宮内小学校6年(知的)			都道府県の地区別区分 (, , , ,) 地域の級地区分 (1-1、1-2、2-1) 2-2、3-1、3-2		学校長認印 		
世帯の収入状況		世帯の状況(前年12月末日現在)				需 要 額 等							
		氏 名	生年月日 (満年齢)	在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)		教育扶助基準			生活扶助基準				
通学費	学校給食費					基準額	第1類	期末一時扶助費	第2類				
所得控除前の	総所得金額	長岡一郎	年月日 (才)	宮内小5年		円	円	円	円	円	f(基準額)		
	退職所得金額	太郎	年月日 (才)	(株) 商店		}	平成25年12月31日現在の 世帯の状況を記入してください。						円
	山林所得金額	花子	年月日 (才)	スーパー									円
	計	次郎	年月日 (才)	保育園									円
所得控除	社会保険料	トメ	年月日 (才)	無職									円
	生命保険料		年月日 (才)								i 需要額 (a~hの合計)		
	損害保険料		年月日 (才)								円		
	計	B	年月日 (才)								円		
所得額(A-B)		C	年月日 (才)								収入額 需要額		
所得月額(C×1/12)		D	年月日 (才)								$\frac{F}{i}$		
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E	年月日 (才)										
収入額(D-E)		F	合 計			a	b	c	d	e			
通学費 明細	(通学費を要した者ごとに記入すること)					特記事項				支弁区分 段階(令第2条第1号該当) 段階(" 第2号該当) 段階(" 第3号該当)			

- (注) 1. 支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者は 段階、2.5倍以上の者は 段階として処理すること。
 2. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
 3. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせること。
 4. 保護者等の署名で本調書が提出された場合は、必要に応じて本人の自署で署名を行っていることの確認を励行すること。